

# 石川県奥能登土木総合事務所・珠洲土木事務所

## 環境行動計画

平成21年12月21日

### ■取組方針

石川県奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所は、日本海の蒼い海に手を差し延べているような能登半島の先端に位置し、日本海に面した荒磯の外浦と富山湾に面した波静かな内浦により三方を海に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。

こうした環境に恵まれた地域の中、当所における事業活動を進めていくうえで、環境保全全般について、職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは大変重要なことであると考えます。また、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当事務所の活動が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組みます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化（紙の節約）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ③ 資源（用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ④ 建設リサイクル法の推進により、廃棄物を削減します。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成21年12月21日

石川県奥能登土木総合事務所

珠洲土木事務所

所 長 熊 野 信 一

### 3 環境負荷低減の取組

当事務所では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標は、次のとおりです。

#### 【目標 1】二酸化炭素の総排出量を約 10%削減する

平成 18 年度の総排出量 (144,904kg-CO <sub>2</sub> )	平成 22 年度の目標総排出量 (131,000kg-CO <sub>2</sub> )
---	---

#### 【目標 2】「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ漸減に努めていく

平成 20 年度の排出量 (1,092kg)	平成 22 年度の目標総排出量 (900kg)
---------------------------	----------------------------

#### 【目標 3】コピー用紙の使用量を約 10%削減する

平成 18 年度の使用量 (1,316kg)	平成 22 年度の使用量 (1,180kg)
---------------------------	---------------------------

#### 【目標 4】環境に配慮した O A 機器・事務用品を使用する

### 4 環境保全に向けた具体的な取組

#### 【取組 1】二酸化炭素排出量の削減

##### (事務所での取組)

- ・空調の設定温度（冷房 28 度、暖房 19 度）の徹底
- ・昼休み時間の執務室消灯
- ・人のいないエリアの消灯を徹底
- ・パソコン、コピー機の節電機能を活用
- ・職員のエレベーター使用を控える
- ・ノー残業デー及び定時退庁の徹底

##### (公用車使用に関する取組)

- ・不要なアイドリングの停止
- ・急発進、急加速を行わないなど、経済的な運転の実施
- ・タイヤ空気圧の調整など、定期的な車の整備を実施
- ・近距離通勤者は、徒歩や自転車を使用

#### 【取組 2】「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量把握

- ・廃棄物は、決められたごみ箱（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）に分別して出す

- ・シュレッダーの使用は機密書類に限定する
- ・使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう
- ・詰め替え可能な製品を優先的に購入する
- ・封筒、ファイル、フィルダーは繰り返し使用する

#### 【取組 3】コピー用紙使用量の削減

- ・作成した資料やメール等で收受した資料はパソコン画面上での確認を徹底する
- ・書類、資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する
- ・両面印刷、両面コピーを徹底する
- ・使用済み用紙の裏面を利用する
- ・コピー機のコピーボタンを押す前に、必ず設定を確認する

#### 【取組 4】環境に配慮したOA機器・事務用品の使用

- ・グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける
- ・「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう
- ・当事務所が発注する印刷物購入等に携わる業者に対し、グリーン化に取り組むよう協力を依頼する

### 5 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するために、用地課長を環境管理責任者とし、また責任者の下に環境推進員を置き、四半期ごとに取組目標の進捗状況と具体的な取組の実施状況をチェックします。